内閣衆質一七七第三三九号

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員小野寺五典君提出日・韓図書協定に基づく図書の引き渡しに関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出日・韓図書協定に基づく図書の引き渡しに関する質問に対する答弁書

一について

「図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」 (平成二十三年条約第六号。以下「日韓図書

協定」という。)に基づき政府が大韓民国政府に対して行う日韓図書協定附属書に掲げる図書(以下「本

件図書」という。)の引渡しについては、現在、関係当局間において具体的な時期、態様等を調整してい

るところである。

二について

日韓図書協定第一条は、 「協定の効力発生後六箇月以内」の引渡しを規定しており、政府としては、こ

の期間内に大韓民国政府に本件図書を引き渡す必要がある。